業務仕様書

1　業務名
　海外メディア関係者等を対象としたプレスツアー業務

2　業務目的
　北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、産学官金の２１機関で構成されるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、昨年６月に北海道・札幌市が「ＧＸ金融・資産運用特区」に指定されました。今後、全道域のＧＸ産業の振興と、それらの産業を支えるため、国内のみならず海外の金融機関・資産運用会社及びFintech企業をはじめとする金融系企業（以下「金融系外国企業等」という。）の金融機能を札幌市に集積させることで、両者の好循環を起こし、札幌の国際金融都市化の実現が期待されているところ。
　本業務は、海外向けに発信を行う各種メディア・記者等及びＧＸ・金融業界の有識者等（以下「海外メディア関係者等」という。）を対象に、札幌が有する都市機能や人材供給力等のビジネス拠点としての強み、自然や食等の生活環境の魅力、また、北海道が有するＧＸのポテンシャル等を視察するツアーを実施することで、海外メディア関係者等による海外に向けた情報発信を活用し、金融系外国企業等からの札幌への関心を惹くとともに、国際金融都市を目指す札幌の認知度向上を図り、ひいては、金融機能の集積に向けた様々な企業の札幌への拠点立地を促すことを目的とする。

3　委託期間
　契約日から令和８年３月31日（火）

4　業務内容
⑴　プレスツアーの実施
　海外メディア関係者等を対象とし、札幌が有する都市機能や人材供給力等のビジネス拠点としての強みをはじめ、自然や文化、食等の魅力、また、北海道が有するＧＸのポテンシャル等の資源を活用した以下の要件を満たすツアーを実施すること。
　また、海外メディア関係者等と委託者等のネットワーキングの場を設定すること。
ア　実施日
　令和７年11月26日（水）から27日（木）（開始時間目安：26日午後１時頃、解散時間：27日午後６時頃）とする。
　なお、参加者は原則、令和７年11月25日（火）及び26日（水）に札幌市、㈱日本経済新聞社及び㈱テレビ北海道が札幌市内で主催する「NIKKEI　FORUM グローバルＧＸ・金融会議札幌」（以下「ＧＸ・金融イベント」という。）を取材するものとし、記事・広告等の掲載及び寄稿にあたっては、ＧＸ・金融イベント登壇者のコメントや地域の魅力等を含めること。
イ　参加者
　金融業界関係者への訴求力が強く、かつ他の媒体にも波及し得るような発

信力を持つ海外メディア関係者等を以下のとおり参加させること。

(ア) 広告枠で必ず記事の掲載を行うメディア　：１社以上

(イ) 取材を基に記事を制作し必ず寄稿する者等　：４社以上を目標

※ツアーに参加する各種メディア・記者等は、日本拠点も可とするが、金融系外国企業等に札幌の魅力が伝わるような内容の記事を制作し、海外向けに発信するため、広告枠で必ず記事の掲載を行うこと又は海外への情報発信が可能なメディアへ必ず寄稿を行うことを条件とする。

※委託者が想定する情報発信先の重点地域は、欧州、豪州とするが、受託者において業務目的達成のため効果的な情報発信が可能な地域を選定すること。

※参加者はツアー実施後、概ね１か月以内を目途に記事を制作し、遅滞なく記事掲載又は寄稿することとし、受託者はその進捗管理を行うこと。

※参加者を募集するにあたり、参加者に費用負担を求めることは妨げない。費用負担を求める場合は、その金額を明確にし本業務に充当すること。

※そのほか、委託者との協議により、別途５名程度のＧＸ・金融業界の有識者等の参加を想定すること。ＧＸ・金融業界の有識者等は、ＧＸ・金融イベントの登壇者等を中心に委託者により選定するが、参加のための調整・事務等は受託者において行うこととする。

ウ　滞在期間

海外向けに発信を行う各種メディア・記者等は、上記イのとおり、原則、ＧＸ・金融イベントを実施する２日間も含め、札幌に滞在することとするが、必要に応じて委託者と協議のうえで調整を可能とする。

エ　行程

業務目的の達成に資する視察先を選定し、以下の項目を勘案した行程とすること。なお、詳細は委託者と協議のうえで決定すること。

(ア) 札幌のビジネス拠点としての魅力及び北海道のＧＸポテンシャルを感じられる視察先をそれぞれ１か所以上含めること。

(イ) 令和７年11月26日（水）の夕食は参加者と委託者等のネットワーキングの場とすること。

オ　各種手配及び費用負担

受託者は以下の手配のほか必要な手続きを行い、費用負担をすること。

(ア) ツアー用移動車（参加者及び事務局等が一台で移動できるような借り上げバス等）

(イ) 参加者の航空券及び空港～集合場所間の交通関係

(ウ) 宿泊施設（ＧＸ・金融イベント参加のための滞在期間を含む。）

(エ) 食事（実施日における参加者及び事務局等の昼食及び夕食）

(オ) 訪問場所へのアポイント取得

(カ) ネットワーキング会場（令和７年11月26日（水）の夕食の時間帯とし、立食形式で20名程度）

(キ) 運営スタッフ、進行管理及びツアー当日の運営等

(ク) 参加者へ通訳対応ができるガイド等

(2)　海外向けプレスリリースの実施等

委託者と協議のうえ、ＧＸ・金融イベント及びツアーについて、金融系外国企業等に札幌の魅力が伝わるような内容の記事を受託者においても制作し、プ

レスリリース等により広く発信するとともに、当該記事を委託者に提出すること。なお、委託者においても、関係するウェブサイト等に当該記事を掲載することができるものとする。

⑶　効果検証・分析の実施

ツアー実施後は、参加者へアンケート調査を行い、今後の課題等について効果検証・分析すること。なお、ツアー参加者へのアンケート内容については、委託者と協議のうえで決定するが、属性、ツアーの感想や要望等及び発行された記事の閲覧結果等を収集できる内容とし、より多くの回答が得られる工夫を講ずること。また、速やかにアンケート結果をまとめ、後日、効果検証・分析の結果についてまとめた報告書を提出すること。

5　報告書・成果品の提出

以下のとおり提出すること。

⑴　ツアー参加者名簿

⑵　ツアー参加者を対象としたアンケート及びアンケート結果

⑶　提案書

アンケートの内容を基に効果等を分析・検証し、上記２の目的達成のため次年度以降に向けた提案書を作成し、提出すること。

⑷　写真データ

ツアーの模様を撮影した写真データ（JPEG形式）を提出すること。なお、写真データは委託者の求めに応じて、ツアー終了後、速やかに提供すること。

⑸　業務完了報告書

6　環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

⑴　電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること

⑵　ごみ減量及びリサイクルに努めること

⑶　両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること

⑷　自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること

⑸　業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること

7　個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8　その他

⑴　この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ決定すること。

⑵　業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。

また、委託者の意向を適宜反映した業務とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。

⑶　本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

⑷　受託者は、本市が成果物等を広報及び広報活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

⑸　受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

⑹　受託者は、成果物等が著作権法第２条第１項第１号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。

⑺　受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。

⑻　成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

９　委託者担当部局

〒060-0001　札幌市中央区北１条西３丁目　ばらと北１条ビル８階
札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション推進室
国際金融誘致・広報担当課　青山・大橋
電話：011-211-2423　E-mail：gx.promotion@city.sapporo.jp